

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての
意見・情報の募集について

令和6年10月
水産庁

第1 今回の変更事項

変更事項1：「別紙2－1 くろまぐろ（小型魚）」

変更事項2：「別紙2－2 くろまぐろ（大型魚）」

※ 上記の変更は、令和6年7月に開催されたWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会において合意された以下①～④の措置が同年のWCPFC年次会合において採択された場合に限り行うものとする。また、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会による「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に係るとりまとめ結果等を受けて、必要な調整を行う場合がある。

- ① くろまぐろ（小型魚）10 パーセント増枠及びくろまぐろ（大型魚）50 パーセント増枠
- ② 漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を 17 パーセントとする特例措置の一般ルール化（年限なく適用）
- ③ くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の振替に当たっての特例措置（くろまぐろ（小型魚）の漁獲枠を 1.47 倍してくろまぐろ（大型魚）に振替可）について、適用上限を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）
- ④ 0 歳魚（2 キログラム未満）の漁獲が増えないよう努めること

第2 今後のスケジュール（予定）

10 月 24 日から 11 月 22 日まで：パブリックコメントの実施

12 月上旬：水産政策審議会に諮問

12 月下旬～1 月上旬：官報掲載

【変更事項１】「別紙２－１　くろまぐろ（小型魚）」

1 変更の趣旨

（１）令和６年７月に開催されたＷＣＰＦＣ北小委員会においてくろまぐろ（小型魚）１０パーセント増枠及びくろまぐろ（大型魚）５０パーセント増枠等が合意されたことを受け、水産政策審議会の下に設置された「くろまぐろ部会」において令和７管理年度以降の国内配分の考え方について審議が行われているところ、このことも踏まえて作られた「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（案）（第１１回「くろまぐろ部会」資料３）」の内容に則して変更を行う。

（２）主な変更は以下のとおり。

ア 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- ・ 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準の変更
- ・ 各都道府県への配分の基準の変更
- ・ 国の留保の上限に係る規定（漁獲可能量の１５パーセント）の削除
- ・ 国の留保からの配分について、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には都道府県を優先する旨の規定の追加

イ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- ・ ０歳魚（２キログラム未満）の漁獲が増えないよう努めることとする我が国のコミットメントを担保するための規定を新設。

（３）その他、管理年度の項について、用語の変更を行う。

2 変更内容の概要

変更後	現行
第１（略）	第１（略）
第２ 管理年度 大臣管理区分 １月１日から同年１２月末日まで <u>都道府県</u> ４月１日から翌年３月末日まで	第２ 管理年度 大臣管理区分 １月１日から同年１２月末日まで <u>知事管理区分</u> ４月１日から翌年３月末日まで
第３～第５（略）	第３～第５（略）
第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準</u>	第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留</u>

令和 3 管理年度から令和 5 管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いることを基本として配分するものとする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、同一の大臣管理区分、又は都道府県の令和 6 管理年度の当初の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（4 に基づき行う過去の超過分の差し引きや、くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の振替の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。）を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。

(削る。)

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和 6 管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4 に基づき行う過去の超過分の差し引きや、くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の

保

国の留保は、漁獲可能量の 15 パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、W C P F C で合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、W C P F C で合意された基準年（平成 14 年（2002 年）1 月 1 日から平成 16 年（2004 年）12 月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成 22 年（2010 年）1 月 1 日から平成 24 年（2012 年）12 月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準

振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあっては都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

さらに、国は、以下の①から⑤に掲げる上乗せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整するものとする。

(当初に上乗せするもの)

① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が1トン未満となる都道府県に対して上乗せするもの

② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が少ない都道府県に対して上乗せするもの

③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差し引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分に上乗せするもの

(管理年度中に追加配分するもの)

④ 管理年度中の漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの

⑤ 国全体の漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの

として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(削る。)

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

- (1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の 10 パーセントとする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

- (2) 都道府県の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の 10 パーセントとする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F Cで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

- (1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の 10 パーセント (W C P F Cで合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率) とする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

- (2) 知事管理区分の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の 10 パーセント (W C P F Cで合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率) とする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F Cで合意された繰越率を

4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、<u>前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。</u> 第7 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>令和6年(2024年)のWCPFC北小委員会等において、小型魚の増枠後も0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をWCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。</u> 第9 (略)	上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。 第7 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>該当なし。</u> 第9 (略)
---	---

【変更事項２】「別紙２－２　くろまぐろ（大型魚）」

1 変更の趣旨

- (１) 令和６年７月に開催されたＷＣＰＦＣ北小委員会においてくろまぐろ（小型魚）１０パーセント増枠及びくろまぐろ（大型魚）５０パーセント増枠等が合意されたことを受け、水産政策審議会の下に設置された「くろまぐろ部会」において令和７管理年度以降の国内配分の考え方について審議が行われているところ、このことも踏まえて作られた「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（案）（第１１回「くろまぐろ部会」資料３）」の内容に則して変更を行う。
- (２) 主な変更は以下のとおり
- ・ 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準の変更
 - ・ 各都道府県への配分の基準の変更
 - ・ 国の留保の上限に係る規定（漁獲可能量の１０パーセント）の削除
 - ・ 国の留保からの配分について、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には都道府県を優先する旨の規定の追加
- (３) その他、管理年度の項について、用語の変更を行う。

2 変更内容の概要

変更後	現行
第１（略）	第１（略）
第２ 管理年度 大臣管理区分 １月１日から同年１２月末日まで <u>都道府県</u> ４月１日から翌年３月末日まで	第２ 管理年度 大臣管理区分 １月１日から同年１２月末日まで <u>知事管理区分</u> ４月１日から翌年３月末日まで
第３～第５（略）	第３～第５（略）
第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (１) <u>都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量のうち令和６年（２０２４年）のＷＣＰＦＣにおける我が国の漁獲上限に相当する数量については、国</u>	第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (１) <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保</u> <u>国の留保は、漁獲可能量の１０パーセントを超えない数量とする。</u> <u>都道府県及び大臣管理区分への基</u>

の留保を除いた数量を、令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いることを基本として配分するものとする。

残りの漁獲可能量については、国の留保を除いた数量を基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

(削る。)

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4に基づき行う過去の超過分の差し引きやくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあっては都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

さらに、国は、以下の①から⑦に掲げる上乗せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整

礎的な配分は、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、WCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が1トン未満となる都道府県に対しては、必要最小限の混獲管理のための漁獲可能量を配分し、配分量が20トン未満となる都道府県（近年漁獲実績がない都道府県を除く。）に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

するものとする。

(当初に上乘せするもの)

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が1トン未満となる都道府県に対して上乘せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が少ない都道府県に対して上乘せするもの
- ③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差し引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分に上乘せするもの
- ④ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が、平成27年度(2015年度)から令和5年度(2023年度)の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乘せするもの

(管理年度中に追加配分するもの)

- ⑤ 管理年度中の漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑥ 国全体の漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消

<u>化率が高い都道府県に追加配分するもの</u> ⑦ <u>くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの</u> （削る。） 2 （略） 3 漁獲可能量の繰越分について 前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、W C P F Cで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の 10 パーセントとする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管	<u>(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮</u> <u>経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。</u> 2 （略） 3 漁獲可能量の繰越分について 前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、W C P F Cで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の 10 パーセント（<u>W C P F Cで合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率</u>）とする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区
---	---

理を行う区分)の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセントとする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量(以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。)は、第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする(当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする。) 残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、<u>前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。</u> 6 (略) 第7～第9 (略)	分及び第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセント(WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。以下この別紙において「繰越上限の特例の数量」という。)とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量(以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。)は、第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする(当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、<u>前管理年度繰り入れ数量が前管理年度の繰越上限の特例の数量を超える場合は当該繰越上限の特例の数量でもって追加配分をする。</u>)。 残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。 6 (略) 第7～第9 (略)
--	--

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、

② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.7 万隻)(令和5年4月現在)

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で6回目の更新)している。現行の承認期間は令和7年3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」の改正も併せて行う。

2. 新しい委員会指示の概要

旧被承認者からの地位承継が困難な場合における、新規承認条件を規定することにより、希望者へのクロマグロの採捕を可能にする。

(1)承認条件について

従来の条件に変更なし

(2)規定の追加

現被承認者から地位を承継することができない場合は、くろまぐろの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理措置の範囲において、承認することができる。

(3)承認期間について

令和7年4月1日から令和9年3月 31 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料1－1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料1－2 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)について
- (3) 資料1－3 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(案)について
- (4) 資料1－4 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)について
- (5) 資料1－5 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)について
- (6) 資料1－6 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)について
- (7) 資料1－7 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)について

改正後	改正前
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示<u>第七十八号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>令和六年十一月二十六日</u> 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示 1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業 ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業 ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業 ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業 (イ) 小型定置漁業	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示<u>第七十一号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>令和四年十二月一日</u> 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示 1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業 ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業 ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業 ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業 (イ) 小型定置漁業

(ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表1の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和^七年四月一日から令和^九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和^六年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第^{七十一}号の3の（1）又は4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和^七年四月一日から令和^九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和^七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 令和^五年一月一日から令和^六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。	(ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表1の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和^五年四月一日から令和^七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和^四年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第^{六十三}号の3の（1）又は4の（4）<u>若しくは（5）</u>の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和^五年四月一日から令和^七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和^五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 令和^三年一月一日から令和^四年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。
---	---

ハ 法第二百十一条第四項で準用する同法第二百十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 日本海・九州西海域において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下(3)において「当該者」という。）であって、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に

ハ 法第二百十一条第四項で準用する同法第二百十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(新設)

定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

- (4) (1) 又は(3)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に（2）の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の（1）又は(3)、4の（2）若しくは（4）の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の（1）ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければなら

- (3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に（2）の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の（1）又は4の（2）若しくは（4）の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の（1）ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければなら

ない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の (4) 並びに4の (3)、(5) 及び (6) に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和<u>七</u>年一月一日から令和<u>九</u>年三月三十一日までとする。	い。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の (3) 並びに4の (3)、(5) 及び (6) に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和<u>七</u>年一月一日から令和<u>九</u>年三月三十一日までとする。
--	---

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表 2

道県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

道府県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表 2

道府県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第**七十八**号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県			所属漁協・支所	
		現行・新規（どちらかに○）		変更（該当項目のみ記入）
承認番号		(新規の場合は空欄)		
氏 名				
申請者住所				
使用する船舶	船 名			
	漁船登録番号			
	船舶総トン数			
漁業の方法				
操業海域				
操業予定時期				
水揚げ市場 (又は漁協)				
備 考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域

（２）「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

（イ） 小型定置漁業

（ロ） 小型定置網漁業

（ハ） 底建網漁業

（ニ） 別表１の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業

ヘ 法第二百一十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表２の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、３又は４の規定による日本海・九州西海域広域漁業調整委員会（以下「委員会」とい

う。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和六年十二月三十一日）において、日本海・九州西海域広域漁業調整委員会指示第七十一号の3の（1）又は4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイから二までの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であって、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わって、（1）の規定による承認を受けることができる。この場合、（1）のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 日本海・九州西海域において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以

下(3)において「当該者」という。)であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

(4) (1)又は(3)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

(2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表 2

道県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県			所属漁協・支所	
		現行・新規（どちらかに○）		変更（該当項目のみ記入）
承認番号		(新規の場合は空欄)		
氏 名				
申請者住所				
使用する船舶	船 名			
	漁船登録番号			
	船舶総トン数			
漁業の方法				
操業海域				
操業予定時期				
水揚げ市場 (又は漁協)				
備 考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで
年 月 日	
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

新	旧												
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針 令和6年 11 月 26 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。 2. 対応・処分基準 (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。 (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場	違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)	② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針 令和4年 12 月 1 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。 2. 対応・処分基準 (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。 (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場	違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)	② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。
違反内容	委員会としての対応・処分												
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)												
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。												
違反内容	委員会としての対応・処分												
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)												
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。												

合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。 3. 処分する場合の手続き (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。) (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。 (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。 (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。	合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。 3. 処分する場合の手続き (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。) (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。 (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。 (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。
---	---

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和6年 11 月 26 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員

会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

新	旧
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 令和6年 11 月 26 日策定 日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 令和4年 12 月1日策定 日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和5年2月 12 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和4管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和4管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

- ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。
- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
 - ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
 - ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。
- この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定等による我が国全体の承認数の合計が5000を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く14日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 (〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	

(2) 承継承認等について

- 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。
- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
 - ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
 - ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。
- この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

(新設)

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 (〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	

石川県	境港漁業調整事務所 (〒684-0034 境港市昭和町9-1)		石川県	境港漁業調整事務所 (〒684-0034 境港市昭和町9-1)			
福井県			福井県				
京都府			京都府				
兵庫県			兵庫県				
鳥取県			鳥取県				
島根県			島根県				
山口県	九州漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)		山口県	九州漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)			
福岡県			福岡県				
佐賀県			佐賀県				
長崎県			長崎県				
熊本県			熊本県				
鹿児島県			鹿児島県				
沖縄県			沖縄県				
4. 変更の承認について							
委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。							
(1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。							
(2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、							
① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合							
② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合							
とする。							
5. その他							
(1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。							
(2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。							
(3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。							
① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することがで							

- きる。
- ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- 承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- 承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。
- 再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- 旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

- きる。
- ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

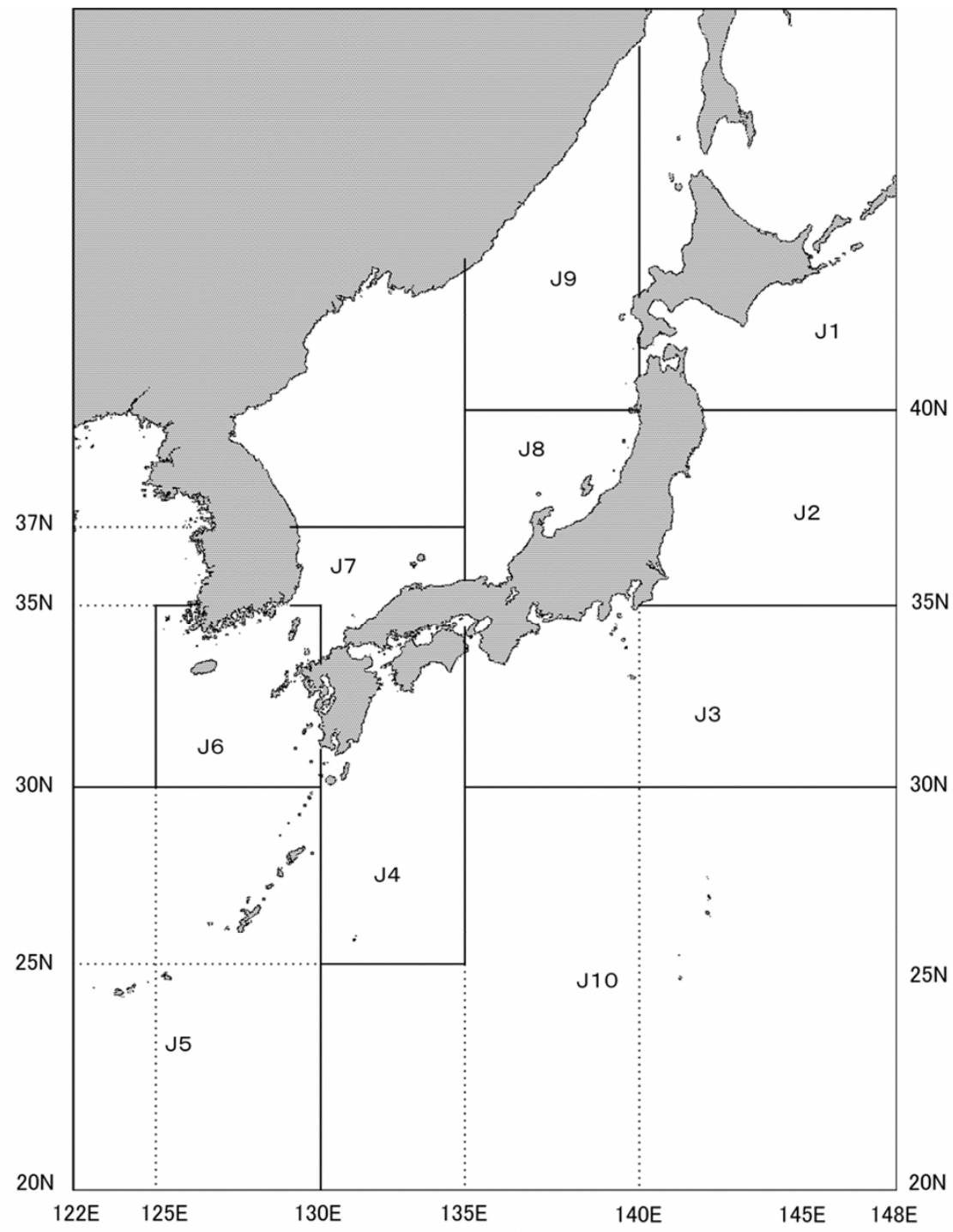
※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

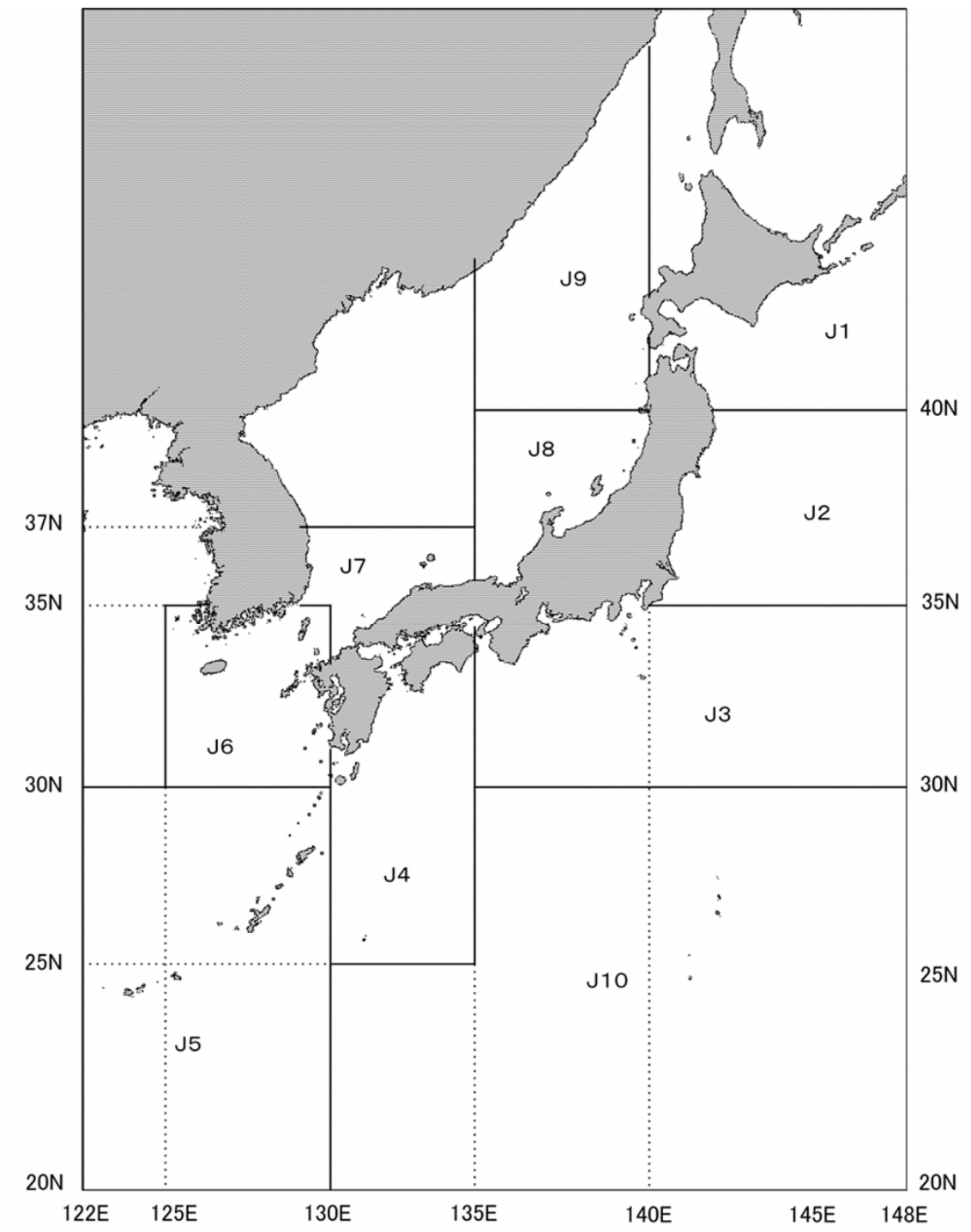
(新設)

- 承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- 承認証の承認期間にかかる記載は令和5年4月1日～令和7年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規の承認については、始期を施行日とする。
- 再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- 旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(別図)



(別図)



沿岸くろまぐろ漁業申請見込数報告書（新規）

令和 7 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

都道府県担当者

沿岸くろまぐろ漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号の八に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領2の（2）のイの②に基づき、新規操業を希望する者の申請見込数が下記のとおり〇〇件であったことを報告します。

申請見込者氏名	所属漁協・支所	船名	申請見込者住所

上記内容に虚偽又は不正の記載があった場合、申請見込数として認められない場合があることを確認しました。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

令和6年 11 月 26 日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定等による我が国全体の承認数の合計が5000を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く14日以内とする。
- ③ ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 (〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	

富山県	
石川県	境港漁業調整事務所 (〒684-0034 境港市昭和町9-1)
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。

- ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
- ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式※1				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる)	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(別図)

